

診療記録等の提供に関するご案内

当院では、インフォームド・コンセントの理念と「順天堂大学医学部附属の医療機関における診療情報提供に関する指針」に基づき、診療記録等（診療録・看護記録・X線フィルム等）の開示を行っています。開示の方法は、以下のとおりとなります。

なお、本方針は、診療情報を提供することにより、患者さんと医療従事者が診療情報を共有し、相互の信頼関係を深め、質の高い医療を実現することを目的としております。

1. 開示の対象となる患者さんの範囲

当院において、外来または入院診療を受けている患者さんが対象となります。

2. 開示請求者

開示請求者は次のとおりです。患者さん本人以外の方が開示請求する場合には、患者さん本人の委任状や戸籍謄本、除籍謄本等が必要となります。

① 患者さんご本人

② 患者さんの法定代理人

③ 患者さん本人から代理権を与えられた親族、または縁故者

④ 上記以外の方、あるいは遺族に対する開示については、厚生労働省医政局長通知「診療情報の提供に関する指針」に則って対応いたします。

3. 開示の方法

開示請求者が開示を希望する診療記録等の内容や期間等を所定の申込書に記載していただき、院長に開示請求します。

開示方法は、原則、診療記録等のコピー、医用画像フィルムの複写を交付します。

4. 開示が出来ない場合

診療記録等の開示については、下記の理由のために開示請求に応じられないこともございますので、あらかじめご承知おき願います。

- 診療記録等の開示が、第三者の利益を害する恐れがある場合
- 診療記録等の開示が、患者さん本人の心身の状況を著しく損なう恐れがある場合

5. 開示に伴う経費（税込）

診療記録等の開示に伴い、開示手数料として1回の申請につき4,400円、診療記録等のコピーは1～50枚：275円、以降50枚ごとに550円、医用画像フィルム（X線、CT、MRI、RI等）の複写（CD-RまたはDVD-R）は1枚につき550円となります。

診療記録等は原則として紙でのご提供となります。電磁的記録（PDF）の場合は開示手数料4,400円のほか、データ作成料1,100円と保存媒体（CD-RまたはDVD-R）1枚につき550円の料金がかかります。

なお、医師への質問、補足説明を希望される場合は、別途料金がかかります。

6. お願い

当院では、個人情報の管理に万全を期しておりますが、万が一、開示請求していない診療記録等が開示されているなど、お気づきの点がございましたら、下記の窓口まで速やかにご連絡をいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

7. 開示に関する問合せ先・受付時間

順天堂大学医学部附属順天堂医院 事務部医事課（TEL 03-3813-3111）

受付日時 月曜日～金曜日 9:00～16:00

（但し、祝祭日、5月15日（創立記念日）、12月29日～1月3日（年末年始）を除く）